

公益財団法人全日本柔道連盟 公認転倒外傷予防指導員資格制度運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本柔道連盟公認転倒外傷予防指導員規程（以下「規程」という。）第6条に定める公認転倒外傷予防指導員資格制度運用規則である。

(養成講習)

第2条 規程第2条第2項に定める養成講習に関する事項は以下のとおりとする。

①受講要件

以下のいずれかの資格を保有する者は養成講習を受けることができる。

- ・本連盟指導者資格
- ・医学関係国家資格【限定列举】(例) 医師法による医師免許
- ・教員免許
- ・民間資格【限定列举】(例) 公認アスレティックトレーナー

②講師

資格審査委員会の認めた者は養成講習の講師となることができる。

③内容

養成講習のカリキュラムは資格審査委員会で定める。

④受講料

【要検討】

⑤認定試験

認定試験の方法は資格審査委員会で定める。

(更新講習)

第3条 規程第3条第2項に定める更新講習に関する事項は以下のとおりとする。

【要検討】

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、会長の決裁を経て行う。

附則

1. この規程は、2025年9月22日から施行する。